

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

特に学校においては、「いじめは決して許されない」という指導を徹底させると同時に、「いじめはいつでもどこでも、どの学校にもどの学級にもどの子どもにも起こりうるものである」という認識に立ち、家庭・地域・関係機関と連携し、日頃からいじめの兆候を早期に把握し、迅速に対応できるよう努めなければならない。

全ての生徒が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校を目指すとともに、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期解決を図るために「文京区立本郷台中学校『いじめ防止基本方針』」を策定する。

1 文京区立本郷台中学校におけるいじめ防止のための基本的な認識

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や塾やスポーツクラブ等当該生徒がかかわっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

(2) 基本理念

(法第3条)

① いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨とする。

② いじめ防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨とする。

③ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

(3) いじめの禁止

(法第4条)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(4) 学校及び学校の教職員の責務

(法第8条)

本校及び本校の教職員は、上記(2)の基本理念にのっとり、本校に在籍する生徒

の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務がある。

(5) 保護者の責務等

(法第9条)

- ① 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう、当該生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。
- ② 保護者は、その保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該生徒をいじめから保護する。
- ③ 保護者は、本校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。
- ④ 上記①の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解するものではなく、また、上記③の規定は、いじめの防止等に関する本校の責任を軽減するものではない。

(6) 学校いじめ防止基本方針の策定

(法第13条)

本校は、国の「いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）」、東京都の「いじめ防止対策推進基本方針」、文京区教育委員会の基本方針を参酌し、学校の実情に応じて「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 文京区立本郷台中学校におけるいじめ防止の基本的な考え方

(1) 本校におけるいじめの防止

(法第15条)

本校は、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

【具体的な取組】

- ・思いやりの心や生徒一人一人が、かけがいの無い存在であることや命の大切さ等について、道徳や学級活動での指導を通して計画的・継続的に育む。
- ・道徳授業地区公開講座の実施により、道徳教育の充実を図る。
- ・生徒会活動による「いじめ防止等の活動」を推進する。
- ・いのちと人権を考える月間(5月・12月)に全校体制の取組を実施する。
- ・キャリア教育を通しての体験活動(職場訪問・職場体験・上級学校訪問等)を推進する。

(2) いじめの早期発見のための措置

(法第16条)

- ① 本校は、いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を行う。

【具体的な取組】

- ・東京都教育委員会の「ふれあい月間(6月・11月・2月)」を活用し、実態把握調を行う。
 - ・文京区のアンケート調査(7月・12月・3月)を活用する。
- ② 本校は、在籍する生徒及びその保護者がいじめに係る相談を行うことができる相談体制を整備する。また、相談体制の整備に当たり、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利その他の権利利益が養護されるよう配慮する。

【具体的な取組】

- ・日頃から連絡帳等を活用しながら学級担任と保護者が緊密に情報交換できる体制づくりを行い、生徒のわずかな変化も見逃さないように努める。
- ・スクールカウンセラーを活用し、生徒が相談しやすい体制を整備する。
- ・生徒会活動による意見箱等を活用し、大人に相談できない生徒の声を逃さないようにする。

(3) いじめの防止等のための対策に務める教職員に資質の向上 (法第18条)

本校は、教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

【具体的な取組】

- ・「人権教育プログラム（学校教育編；東京都教育委員会）」や「いじめ問題に対応できる力を育てるためにーいじめ防止教育プログラムー（東京都教育委員会）」、「いじめ対策指針及び対応マニュアル（文京区教育委員会）」等の関係資料を活用し、いじめ防止のための研修を定期的に行うとともに、管理職による指導・助言、情報提供を行い、教職員の資質向上を図る。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進 (法第19条)

本校は、生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行う。

【具体的な取組】

- ・教科等授業や学校行事（セーフティ教室、安全指導等）を活用し、情報モラルに関する啓発を行う。
- ・文部科学省や東京都が発行する啓発資料を活用し、保護者に対する啓発活動を積極的に行う。

3 文京区立本郷台中学校におけるいじめ防止等に関する措置

(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 (法第22条)

本校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校の複数の教職員、スクールカウンセラー等、いじめに関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。

【具体的な取組】

① いじめ防止対策校内委員会

- ・ 構成員・・・管理職、生活指導主任、校内生活指導担当教員2名、養護教諭、スクールカウンセラー など
- ・ 開 催・・・週一回を定例会とし、いじめの事案により臨時に開催する。
- ・ 内 容・・・いじめの早期発見をはじめ実態把握に関すること。
いじめ防止等に関する対策の立案に関すること。
いじめの事案への対応に関すること。

② いじめ問題対策チーム

- ・ 構成員・・・管理職、生活指導主任、スクールカウンセラー、地域関係者 など

- ・開 催・・・事案により臨時に開催する。
- ・内 容・・・いじめの事案への対応に関すること。

(2) いじめに対する措置 (法第23条、第25条)

- ① 本校教職員が生徒やその保護者からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、速やかに管理職へ報告するとともに、事実の有無について確認を行う等、適切な措置をとる。
- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、いじめ防止対策校内委員会によって、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③ 上記②の場合において、必要があると認めるときは、いじめを行った生徒についていじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた生徒やその他の生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ④ いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる。
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、本区教育委員会の指導助言のもと、所轄警察署と連携して対処する。
- ⑥ 校長及び教員は、本校に在籍する生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該生徒に対して懲戒を加える。

4 重大事態への対処 (法第28条)

本校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、本区教育委員会に報告を行うとともに、指導助言を受け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- (2) いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (3) 本校は、上記の規定による調査を行ったとき、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

5 学校評価における留意事項 (法第34条)

学校評価を行う場合、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に行う。